

3. 相談窓口試行期間ルール

1. この期間は、「問題の整理」を趣旨とすることとしている。したがって、相談者に対して、このことを十分に理解してもらうことが重要である。すなわち、個別の問題に対して、解答が得られない場合があること、特に人事に関わる事柄についてはその場合に該当すること。
2. 相談者のプライバシーには二重三重に配慮することが重要である。相談の個人名は各相談員が持参する相談カルテに記載する他は、極秘にすることを原則とする。相談カルテは、各相談員が厳重に管理する。【相談員が任期を終えて交替する場合は、相談カルテの扱いをWGにおいて審議して決める事とする】
3. 相談カルテの内容は、固有名詞【氏名、所属部局】をふせて、メモを作り、山本委員にメールで mituaki@yamamoto.ecei.tohoku.ac.jp に報告する。
4. 山本委員はそれを何件かまとめて各委員に郵送する。